

カードローン取引規定（約定弁済付当座貸越契約）

借主は、阿波銀保証株式会社の保証に基づき、株式会社阿波銀行（以下「銀行」という）と表記カードローン取引（以下「本取引」という）をするについで、次のとおり各条項を締約します。

第1条（取引の開設）

1．銀行との本取引は、銀行本支店のうちいずれか1か店のみにおいて開設できるものとします。

2．銀行は、本取引に使用するためのあわぎんローンカード(以下「カード」という)およびあわぎんカードローン通帳（以下「通帳」という）を発行するものとします。ただし公務員カードローンの場合は、通帳を発行せず、取引を利用した場合には、毎年3月、9月の年2回「カードローンお取引照会表」を郵送します。

3．借主は、表記カードローン取引契約書（以下「本契約書」という）で本取引の返済用口座として、借主名義の普通預金（総合口座を含む）口座（以下「指定口座」という）を指定するものとします。

第2条（取引の方法）

1．本取引は、カードおよび現金自動支払機（現金自動預払機を含む。以下「支払機」という）を使用する当座貸越とします。

2．前項に定めるほか、銀行本支店において、支払機の使用に替え、銀行所定の払戻請求書を提出することにより、支払いを受けることもできるものとします。ただし公務員カードローンは、通帳不発行のため、通帳による支払取引はできません。

3．本取引では、小切手、手形の振出しあるいは引受け、または、公共料金等の自動支払は行いません。

4．カードおよび支払機の取扱いについては、銀行所定の「あわぎんローンカード規定」によるものとします。

第3条（貸越極度額）

1．本取引により銀行から貸越を受けることができる極度額は、本契約書に記載の貸越極度額とします。なお、この極度額を超えて銀行が貸越をした場合にも、本契約の各条項が適用されるものとし、その場合は銀行から請求があり次第直ちに極度額を超える金額を支払います。

2．銀行は、前項の規定にかかわらず、銀行所定の方法により、貸越極度額を変更することができるものとし、変更後の取引についても本契約書の各条項が適用されるものとします。

第4条（取引の期限等）

1．本取引の期限は、契約日（銀行がローン取引開始の手続きを行った日）の3年後の応当日が属する月の約定返済日（銀行の休日の場合は翌営業日）とします。

2．取引期限の1か月前までに、銀行から期限を延長しない旨の申し出がない場合には、取引期限はさらに3年間延長されるものとし、以降も同様とします。

ただし、契約により、年令による期限更新の制限を設けている場合には、本契約書記載の年令を超えての期限の更新はできないものとします。

3．銀行から期限を延長しない旨の申し出がなされた場合は、次のとおりとします。

- 期限の到来により本取引は終了します。
- 貸越元金がある場合は、期限までに貸越元金全額を弁済するものとします。
- 期限に貸越元金がない場合は、期限の翌日に本取引は当然に解約されるものとします。

第5条（利息、損害金等）

1．当座貸越借入金の利息（保証料を含む）は、付利単位100円とし、第6条に定める毎月の約定返済日に、所定の利率および方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。

2．本取引による債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14%(カードローンエースの場合は18%)（年365日の日割計算）とします。

3．本取引の借入利率は、表記「金利の変動方式」のとおり決定され、見直されるものとします。

変動金利（長プラ基準型・住宅ローン基準金利基準型）の場合、借入利率は、毎年4月1日および10月1日（以下「基準日」という）に見直しを行い、その日現在における各基準利率と前回基準日における各基準利率との差だけ引上げまたは引下げられるものとします。

ただし、金融情勢の変化等により、基準となる金利が廃止された場合は、これに代わる他の金利を利率変更の基準利率とすることができるようになります。

4．適用による変更後の利率は、各基準日（銀行の休日の場合は翌営業日）から適用を開始するものとします。

第6条（約定返済）

1．本取引に基づく当座貸越借入金は、第7条による随時返済にかかわらず、表記契約により定められた約定返済額を、同じく定められた約定返済日（銀行の休日の場合は翌営業日）に返済します。

2．前項にかかわらず約定返済日における貸越残高が、前項の約定返済金額に満たない場合には、約定返済日における貸越残高の全額を返済します。

3．前2項による約定返済が遅延した場合は、当該遅延額を次回約定返済金額に加算したうえ、約定返済額として返済します。

第7条（随時返済）

1．前条による約定返済のほかに当座貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ入金できないものとします。

2．前項の入金額が貸越残高を超える場合、その超える金額は指定口座に入金できるものとします。

3．前項の随時返済は、次条の自動引き落としによらず直接銀行の窓口において行うが、通帳またはカードを使用し現金自動預払機により行います。ただし、公務員カードローンは、通帳不発行のため、通帳による入金取引はできません。

4．約定返済が遅延している場合は、本条第1項にかかわらず、随時返済はできません。

第8条（約定返済金の自動引き落とし）

1．第6条による返済は自動引き落としによるものとします。借主は毎月、返済日までに指定口座に返済金相当額以上の金額を預入し、銀行は返済日に普通預金（総合口座）通帳および普通預金払戻請求書なしで引き落としのうえ、返済にあてるものとします。

2．前項の預入が遅延した場合には、銀行は返済金と損害金について、預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

第9条（期限の利益の喪失）

1．借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくとも、借主は本取引による一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済します。

- 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、銀行指定の日までに元金利（損害金を含む）を返済しなかったとき。
- 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
- 取引の停止または破産手続開始、もしくは民事再生手続開始の申立があったことを銀行が知ったとき。
- 前項の随時返済は、次条の自動引き落としによらず直接銀行の窓口において行うが、通帳またはカードを使用し現金自動預払機により行います。ただし、公務員カードローンは、通帳不発行のため、通帳による入金取引はできません。
- 約定返済が遅延している場合は、本条第1項にかかわらず、随時返済はできません。
- 阿波銀保証株式会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、本取引による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返済するものとします。
 - 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 銀行との取引約定に一つでも違反したとき。

- 銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- 勤務先を退職したとき（公務員カードローンの場合）。
- 借主が振り出した、または引き受けた手形の不渡りや借主が発生記録した電子記録債権の支払不能とが、6か月以内に生じたとき。
- 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど、元金利（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 銀行が返済用預金口座を取引の停止、または解除したとき。

第10条（貸越の禁止）

1．第6条に定める返済が遅延している場合または前条により本取引による一切の債務につき期限の利益を失った場合には、新たな貸越を受けることができないものとします。

2．前項のほか金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第11条（解約）

1．借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行に通知し、直ちに本取引による債務を全額弁済します。

2．第9条各号の事由があるときは、銀行はいつでも本取引を解約することができるものとします。

3．前2項により本取引が解約された場合は、直ちにカードおよび通帳を返却し、本取引による債務を直ちに全額弁済します。ただし、公務員カードローンについては、通帳不発行のためカードのみの返却とします。

第12条（差引計算）

1．本取引による債務を履行しなければならない場合には、銀行はその債務と借主の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺できるものとします。

2．前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することできるものとします。

3．前2項によって差引計算する場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預金等の債権の利率については、銀行の預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第13条（借主からの相殺）

1．借主は弁済期にある借主の預金その他債権と本取引による借主の債務とを相殺することができます。

2．前項により借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出します。

3．第1項により借主が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知到達の日までとし、利率、利率は銀行の定めによるものとします。

第14条（充当の指定）

返済または第12条による差引計算の場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べません。

第15条（借主からの相殺の場合の充当の指定）

- 第13条により借主が相殺する場合、借主の銀行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主の指定する順序方法により充当することができます。
- 借主が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
- 第1項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、銀行の指定する順序方法により充当することができるものとします。
- 前2項によって銀行が充当するには、借主の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、銀行はその順序方法を指定することができるものとします。

第16条（危険負担、免責条項）

1．借主が銀行に差し入れた証書等が事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済します。

なお、銀行から請求があれば直ちに代わりの契約書等を差し入れます。

2．銀行が、諸届その他の書類の印影を、借主の届け出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り引きしたときは、それらの書類につき偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は借主の負担とします。

3．通帳および印章またはカードを失ったときは、直ちに書面によって届け出るものとします。この届出前に生じた損害は借主の負担とします。

4．借主に対する権利の行使もしくは保全に有した費用は、借主が負担します。

第17条（届出事項の変更等）

- 通帳および印章またはカードを失ったとき、または氏名・印章その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により届け出るものとします。
- 前項の届出を怠ったために、届出のあった氏名、住所に宛てて、銀行からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。
- 通帳またはカードを失った場合の再発行は銀行所定の手続きをした後に行うものとします。この場合、相当の期間を置き、また銀行が必要とする場合は保証人を付すことに同意します。

第18条（報告および調査）

- 銀行が債権保全上必要と認めて請求する場合は、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行に報告するものとします。

第19条（合意合轄）

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または本取引の開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第20条（個人情報情報機関への登録と利用）

- 借主はこの契約に基づく借入金額、借入日、最終返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年を超えない期間、銀行が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
- 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
 - この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間を超えない期間。
 - この契約による債務について保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより銀行が回収したときは、その事実発生日から5年を超えない期間。

第21条（成年後見人等の届出）

- 借主またはその代理人は、借主について家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行へ届け出るものとします。借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に銀行に届け出るものとします。
- 借主またはその代理人は、借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行へ届け出るものとします。
- 借主またはその代理人は、借主について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前

2項と同様に届け出るものとします。

- 借主またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第22条（反社会的勢力の排除）

1．借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準する者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること。
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2．借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
- その他前各号に準する行為

- 借主、連帯保証人および担保提供者が、前第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は、あらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。

- 第3項の規定により、借主、連帯保証人および担保提供者に損害が生じた場合にも、借銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主、連帯保証人および担保提供者がその責任を負います。
- 第3項の規定により債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第23条（規定の変更）

1．この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2．前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

お知らせ

- 規定第9条により借主にこの債務の全額返済義務が生じた場合には、銀行は阿波銀保証株式会社に対してこの債務全額を請求することになります。
- 阿波銀保証株式会社が借主に代わってこの債務全額を銀行に返済した場合は、借主は阿波銀保証株式会社はこの債務全額を返済することになります。

保証委託約款

第12条（保証料）

保証料については、保証会社が、本件保証に基づき融資を受ける銀行から保証会社所定の利率、方法により受取ることと異議ありません。

第13条（成年後見人等の届出）

1．借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出るものとします。借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に保証会社に届け出るものとします。

2．借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社に届け出るものとします。

3．借主またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出るものとします。

4．借主またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合には同様に届け出るものとします。

5．前4項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第14条（信用情報機関への登録と利用）

借主は、本申込および本契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報が、保証会社の加盟する信用情報機関（保証会社と提携する与信業者を含む以下、同じ）に原契約借入期間中および原契約上の債務を全額返済した日から5年を超えない期間登録されること、並びに当該機関と提携する信用情報機関に登録された情報（既に登録されている情報を含む）が、借主の支払能力に関する調査のために当該機関の加盟会員または当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員によって利用されることに同意します。

第15条（反社会的勢力の排除）

1．借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準する者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- 暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること。
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2．借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
- その他前各号に準する行為

- 借主、連帯保証人および担保提供者が、前第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社からの請求によって、借主は、あらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか保証会社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。
- 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が保証会社からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、保証会社からの請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。

- 第3項の規定により、借主、連帯保証人および担保提供者に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、借主および連帯保証人がその責任を負います。
- 第3項の規定により債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第16条（契約の変更）

1．この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2．前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上